



【座談会】

◆ CPE 「監査基準の改訂について」 —監査上の主要な検討事項を中心に—



日本公認会計士協会会長
せきね あいこ
関根 愛子

日本監査役協会会長
おかだ じょうじ
岡田 譲治

企業会計審議会監査部会長、
甲南大学共通教育センター教授
いよだ たかとし
伊豫田 隆俊

(司会) 日本公認会計士協会
監査基準・品質管理基準担当常務理事
すみだ さやか
住田 清芽

2016年3月に取りまとめられた「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、日本においても検討を進めるべきとされました。その後、「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂について、企業会計審議会監査部会（以下「監査部会」といいます。）において検討が進められ、2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が取りまとめられ、公表されました。

本誌では、監査部会に参加したメンバーにお集まりいただき、監査部会での議論の背景や、「監査上の主要な検討事項」の導入への期待、留意すべき事項等について様々なお話をおうかがいしました。是非、ご一読ください。（機関誌編集委員会）

監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM) の導入へ向けた議論の受け止め方について

住田 KAMの議論は、海外では2009年ごろから始まり、2013年に英国が先行してKAMを導入し、2014年に欧州連合(EU)が社会的影響度の高い事業体の法定監査規則で導入を決定しました。そして、2015年に国際監査基準(ISA)、2017年に米国公開企業会計監視委員会(PCAOB)基準に広がりました。その間、日本においてもこれらの海外の動向を注視し、2013年及び2014年の監査基準の改訂時の前文においても、今後、監査部会で検討する旨が示されていました。

日本監査研究学会でも、早いタイミングから監査報告書の内容の拡充を課題として取り上げておられましたが、賛否両論あったとうかがっております。監査の歴史の中で今回の改訂がどのように受け止められているのか、また、監査部会等での議論の過程で受け止め方に変化があったのかについて、伊豫田さんにお話をおうかがいしたいと思います。

伊豫田 日本監査研究学会におきましては、2014年に開催した第37回全国大

会の統一論題テーマとしてKAMを取り上げました。また、この全国大会よりも前から、監査報告書の透明化をテーマとする課題別研究部会を立ち上げておりましたので、日本監査研究学会では、KAMの検討にかなりの時間を費やしてきたといえます。ただ、監査報告書の機能を意見表明機能ととらえるのか、情報提供機能ととらえるのかについては、学会においても長きにわたって議論がなされてきたことから、KAMの導入をめぐるのは賛否両論がありました。また、監査報告書上で監査意見以外の情報を提供する場合に、いわゆる二重責任の問題をどのように考えるのかといった論点もありました。そのため、改訂に当たった議論を監査部会で始める際に、これらの重要な論点について参加者の共通の理解を得る必要がありました。今回の改訂は、監査制度が我が国に導入されて以来の監査報告書の大改訂であったわけですから、監査部会において、財務諸表の作成者、利用者、学者等からその導入の是非をめぐる意見が百出したのも仕方ないと思います。ただ、監査報告書における情報開示の拡充については、すでに英国等をはじめとしていくつかの国々では制度化されており、また、ISAやPCAOB基準にも導入されていることから、監査報告書の見直しは国際的な流れであるといえます。先般、大手電機会社による会計不正事件が露見したことを契機に、我が国においてもKAMの記載の制度化に向けた議論がスタートしたわけですが、これらの状況に鑑み、様々な意見があったものの、全体としては導入の方向で一致していきました。いずれにせよ、今回の改訂は、監査報告の歴史の中で非常に大きな意義を有するものと受け止めています。

住田 ご指摘のとおり、今回の改訂は監

査報告書の大きな変革であったと思います。日本公認会計士協会は、国際監査・保証基準審議会(IAASB)における議論に当初から参加してきたわけですが、関根さんは、監査人の立場からこの議論をどのようにご覧になられていましたでしょうか。

関根 監査の歴史の中で、初期の監査報告書は定型化された内容ではなく、監査で気が付いたことを記載するというスタイルであったようです。しかし、利用者に正確に理解されるように表現することが難しいといったこともあり、監査人の結論をわかりやすく監査報告書の利用者に伝えることが重視されるようになり、今のような形に至っているのかと思います。そのため、KAMの導入は、昔の監査報告書に戻ったようにみえるといわれる場合もありますが、これは戻ったのではなく、社会のニーズに対応するために導入されたものと理解しています。

IAASBの議論の過程では、監査報告書の利用者から、「現行の監査報告書では監査意見のほとんどが適正意見であり、どの会社の監査報告書も定型文に基づいてほぼ同じ内容となっていることから、監査人の着眼点や判断を理解することができない」という指摘がなされました。こういった指摘に対応し、利用者のニーズを満たすための取組みの1つとして、KAMを監査報告書に記載することが求められることになった、つまり、監査が現代の社会からの要請に応じていくために、監査のブラックボックスを解消し、監査プロセスに関する情報を開示することが求められているということを強く認識しました。

監査人としては、監査報告書にどういった事項を記載することが利用者のニーズに応えることになるのかをしっかりと考えていかないといけない、ニーズ



伊豫田 隆俊氏



に配慮されていないようであれば改善を図っていくという、PDCAサイクルを確立することが重要であり、監査も例外ではないと受け止めています。

住田 監査報告書が社会のニーズに合わせて進化を遂げようとしているわけですが、監査意見は従来どおりです。

伊豫田 そういう意味では、KAMにより1区分増えて、監査報告書が「長文化」されるわけですが、「Pass/fail型」の監査報告書であり、根本的には変わっていないという見方もあります。いわゆる任意で作成する、書き方自由の「長文式」の監査報告書ではないということです。

住田 「長文化」はしますが「長文式」の監査報告書ではありませんね。日本監査役協会でも、比較的早い段階からKAMに注目されていたと思いますが、岡田さんは、監査役等のお立場からどのように受け止められていましたか。

岡田 英国における事例をみて、監査報告書の利用者へKAMを開示することの意義は認識していました。しかし、皆様もご承知のとおり、日本には金融商品取引法と会社法という2つの法令が存在しており、監査役制度も欧米の制度とは異なっています。こういった違いから、日

本においてKAMを導入したとしても、機能するのかという点について懐疑的な面もありました。ただ、金融庁主催の懇談会や監査部会における議論を通じて、日本においてKAMを機能する形で導入することが可能であると感じるとともに、導入に当たっての大枠のイメージをつかむことができました。しかし、具体的な実務がどのようになるのかは、まだみえてきていません。

日本監査役協会としては、監査人と監査役等の連携に変化があるかという点に大きな関心を寄せています。日本監査役協会では、従来から、監査役等がリスク情報等について監査計画の段階から監査人と密接なコミュニケーションをとることを推奨してきました。KAMの導入により監査の過程で監査人が特に重要と判断した事項について協議することになります。これは、従来の連携を本質的に変えるものではないと考えています。ただし、KAMの導入により連携を強化する必要があることは意識しなければならぬと思っています。

センシティブ情報の取扱いについて

住田 KAMは、二重責任の原則の下、監査プロセスの透明化を図ることにより監査報告書の情報価値の向上を目指して導入されます。したがって、KAMは、会社が、本来、株主や投資家に伝達しなければならない情報を、監査人が代わって報告することを意図したものではありませんが、KAMの議論をするときは、必ず、会社の開示との関係が論点として挙がってきます。この点について、監査部会においても様々な議論がなされたかと思いますが、監査部会での議論の様子を伊豫田さんにおうかがいしたいと思います。

伊豫田 当然のことながら、KAM導入

の是非をめぐっては、財務諸表作成者サイドと利用者サイドとでは意見が異なっており、作成者サイドはどちらかといえれば反対もしくは消極的賛成であったのに対して、利用者サイドは積極的かつ早期の導入を求める意見が多かったように思います。その際、コストの問題以外に、未公表の情報に触れざるを得ない場合における監査上の取扱いが重要な論点としてクローズアップされました。これについては、企業秘密に属する情報の開示や二重責任の問題にもかかわることから、未公表の情報に触れざるを得ない場合の取扱いについては、まずは、監査人から当該情報の開示を執行側に促すこととなります。それでも執行側が情報を開示しない場合において、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報をKAMに含める場合には守秘義務が解除されるという取扱いになっています。ただし、監査人は、未公表の情報を不適切に提供することのないように留意する必要があることはいうまでもありません。監査人は、当該事項の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、KAMとして記載することになります。

住田 日本公認会計士協会が実施した試行結果においても、日本の会計基準を採用している会社について、監査人がKAMを記載する際に未公表の情報に触れざるを得なかったとの回答割合が高かったという結果が示されていました。会社に開示を促しても同意されない場合を懸念している監査人も多いと思いますが、関根さんは、監査人はどう対応すべきと考えていますか。

関根 監査の過程で会社に開示を促すことは、これまでも当然あったわけで



岡田 譲治氏

関根 愛子氏



すが、会社の未公表の情報についてもKAMとして記載することがあり得るといった話になった途端、大変なことになるという意識が先行しすぎた面もあるように思います。

会社に関する未公表の情報の範囲については、会社によって公にされていない情報が未公表の情報となりますので、会社が決算発表や投資家向けに情報を公表していれば、財務諸表に記載がなくても未公表の情報とはなりません。また、試行結果にも表れていましたが、未公表情報だからといって必ずしもセンシティブ情報とは限らず、実務的にもセンシティブ情報はかなり限られるものと思います。

KAMは、これを公表してしまっただけでは会社の経営が成り立たないというような機密情報を記載することを求めるものではなく、あくまでも監査に関する情報を伝えることが目的ですので、多くの場合、KAMの書き方を工夫することで問題は解決できるものと考えています。また、日本基準であってもIFRS並みに注記をせよということではありませんが、非常に重要な情報である場合は注記すべきではないかという議論を、丁寧にしてい

く必要があるのではないかと考えています。

他方で、本当にセンシティブな情報もあろうかと思えますので、こういった情報がセンシティブ情報に当たるのかを、企業と監査チームが丁寧に議論することが重要であると考えています。特に日本の場合、自分の企業だけが情報を出しすぎているのではないかと、逆に出さなすぎているのではないかとといったことを気にすることが多く、最初は悩まれると思いますが、企業それぞれに特色があるわけですから、KAMとして記載する事項にも違いがあって当然であると考えていただきたいと思っています。

住田 企業の開示に対する基本的な姿勢の違いというのも、KAMを通じて透けてみえるかもしれないですね。

関根 日本では、開示せよと決まっているから開示するという感覚のところが多いような気がしています。また、情報を公表して取引先等に余計な心配をかけてはいけないという発想も強いように思います。黙って対応したほうがよいと。

岡田 残念ながら、日本ではその傾向があります。欧米の企業は、後になって、なぜあの時に開示しなかったのかといわれるよりは、進んで情報を出してしまうという姿勢があります。日本の企業にも情報開示を積極的に行うという意識が必要だと思います。KAMの導入が日本の企業が一度むけるきっかけになったらよいと思います。

住田 おっしゃるとおりですね。先ほど関根さんから、日本基準であっても非常に重要な情報は注記すべきかを検討すべきではという話がありましたが、財務諸表等規則や会社計算規則には、状況に応じて必要な注記を自分で考えて追加情報として記載することを求めるバスケット条項が用意されていますが、活用されて

いるとは言い難いのが現状だと思います。

岡田 活用されていませんね。最近の傾向として、日本もプリンシプルベースに舵が切られていますが、ついこの間まで日本はルールベースが主流でしたので、日本人の頭は、まだ、ルールを守っていればよいとの意識が強いと思います。プリンシプルベースは何をしても自由ということではなく、原則に従って適切な対応をすることが求められます。日本の開示自体も問題があり、大変な状況だと思っています。

住田 センシティブ情報に話を戻しますと、センシティブ情報にはどのような情報が含まれるのか線引きが難しいという声もあります。仮に、のれんや固定資産の減損を当期に計上していない場合であっても、KAMの趣旨からすると減損についてKAMとして記載することもあり得るわけですが、企業側からみれば、こういった情報をKAMに記載することは避けてほしいということかもしれません。この点も含めて、岡田さんはどのようにお考えですか。

岡田 企業が争っている訴訟の帰趨に影響を与える情報や企業が守秘義務を負っている情報は、明らかに開示が難しい情報だと思います。企業の未公表情報が全部センシティブ情報とはいえ、KAMの記載は公共の利益に資するという推定も理解はできるものの、開示による公共の利益と開示の結果、企業若しくは公共が被る不利益との比較考量は、案件ごとに判断していくしかないだろうと思っています。

減損についてですが、減損リスクが高まってからKAMとして記載してもタイミングとしては遅いのではないかと考えています。もともと、のれん代を含めて投資をしたことが開示されているケースは多いと思います。例えば、買収先の利



益やマーケットシェアの減少など、のれん減損の兆候となる要素を企業自ら開示し、加えて減損に至った場合の影響額が大きいと判断すれば、そのことをKAMとして記載する必要があるのではないかと思います。こういった取組みが進むと、買収先の業績が悪いようだけれども、当初の想定内であるとか、想定と比べてちょっと悪化しているけれど今ターンアラウンドをやっていますなどの対話ができるようになります。そういう意味で、減損=センシティブということではなく、投資の時点からしっかりと説明を行うべきだと思っています。

監査役等における取組みについて

住田 「監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。」と改訂監査基準の前文に記載されています。監査人としても、監査役等にそのような役割を期待するわけですが、監査役等に執行側から独立した立場で開示の必要性を判断いただく可能性を高めるために、岡田さんはどのような取組みが必要だと思われますか。

岡田 監査役等は、監査人としてしっかりとコミュニケーションを行い、何がKAMに該当するのかについて同一の認識を持ち、執行側に監査役等が開示を促していくべきであると思います。建前をいうと、監査人の選解任について監査役等が権限を有していることから、監査上でどうしても譲れない事項について監査役等と合意していれば、監査人は執行側に遠慮なく堂々と開示を促せるわけですが、監査人と執行側が対峙するような事態が発生することは稀であると思います。

KAMの議論の中で、執行側が開示に応じない場合の監査人の守秘義務との関係についても言及がなされましたが、大体的な場合、そのような状況となる前に

解決に至ると考えています。仮に、監査人が会社の未公表の情報をKAMとして記載する状況になった場合、監査人としては守秘義務に逃げ込めないわけですから、監査人に課せられる責任は重くなると感じました。また、監査役等もそのような事態となったことを重く受け止めなくてはなりません。監査役等が執行側に与して情報の開示に反対するのか、監査人側に与して執行側に腹をくくって開示をしましよと説得するのか、監査役等の行動が1つの分かれ目となるわけです。監査役等の側にもかなり覚悟が必要だと、改めて思いました。

伊豫田 是非、覚悟を決めていただきたいと思います。改訂監査基準の前文にも記載されていますが、KAMの導入が企業のガバナンスの強化に結び付かなければ意味がないと思います。

住田 そのとおりですね。本当に重要な場合は、監査人も監査役等も覚悟を持って、ガバナンス上、同じ方向を向いて行動をしていく必要があるのだと思います。

KAMの会社法監査への適用について

住田 監査部会において、会社法監査への適用も大きな論点となっていました。現行の株主総会のスケジュールを前提とした場合、会社法監査への適用が困難ということで、当面は金融商品取引法に基づく監査報告書のみにも適用することとなりましたが、公開草案に対しても、企業のガバナンスの観点から、会社法にもKAMを適用すべきだといったコメントが多く提出されていました。

伊豫田 我が国の場合、公認会計士監査に関して、金融商品取引法と会社法という2つの法律が併存しています。そのため、今回の監査基準の改訂においても、会社法上の取扱いが論点として提起されました。株主等と企業との間の対話を



伊豫田 隆俊氏

促進するためには、株主総会前にKAMが提供されることが望ましいという意見は多く寄せられており、両者が、実務上、一体として実施されることを踏まえれば、双方の監査報告書にKAMが記載されることは当然だといえます。しかし、現行実務のスケジュールでは、記載内容について監査人と企業との間での調整に一定の時間を要することを考慮すると、会社法監査にKAMを適用するのは時期尚早という意見も少なからず見受けられました。こういった議論を踏まえて、今回は会社法へのKAMの適用を見送ることになったわけですが、重要な利害関係者である株主に対して、株主総会前にKAMが提供されないことは問題であると考えますので、私個人としては、可及的速やかに、会社法監査にも適用すべく手当てするのが望ましいと思っています。

住田 この点について、岡田さんはどのようにお考えでしょうか。

岡田 監査部会においても、法務省の方が、会社法上の監査報告書にもKAMを任意で記載できるとおっしゃっていました。しかし、会社法における事業報告と金融商品取引法における有価証券報告書では、開示内容に違いがあり、提出時

期も違うことから、何の調整も行わずに会社法上の監査報告書にKAMを導入するという事は不可能であると考えています。まずは、会社法と金融商品取引法の開示項目を近づける、あるいは年度の開示自体は有価証券報告書で統一していくという取組みを推進していくことが、会社法の監査報告書へのKAM導入につながるのではないのでしょうか。ただ、有価証券報告書の作成には相当時間がかかるので、株主総会前に事前に配布せよとなるとそう簡単なことではないことは事実です。

住田 監査人の立場からはどうでしょう。

関根 KAMは、監査人と監査役等との連携をより深めるよい契機になると思いますし、株主に対する監査人の説明責任にも寄与します。その意味からも、会社法監査にもKAMを適用する必要があると考えています。しかし、現行の期末日を基準日とする株主総会スケジュールやKAM導入初年度の実務上の負荷を勘案すると、すぐに会社法監査にKAMを適用することは困難であると思います。有価証券報告書の総会前提出も、法令上は可能であり、これを実施することにより、KAMも含め株主への情報提供の充実を図ることが可能であり、一部ではその取組みが求められているものの、なかなか進みません。

日本公認会計士協会としては、上場企業の開示制度全体を抜本的に見直すべき時期にきていると考えており、会社法と金融商品取引法の両方の要請を満たす1セットの財務諸表を上場企業は作成し、それに対して監査報告するというのがあるべき姿ではないかと考えています。このような開示制度の在り方の話は、実務上の論点を明確にして、もっとオープンに議論を重ねていかないと実務慣行の

変更はうまくいかないと思っています。

株主総会でのKAMについての質問について

住田 株主総会でKAMに関する質問が出た場合、誰が答えるのかという点も監査部会における論点として取り上げられていました。この点について、岡田さんはどのようにお考えでしょうか。

岡田 株主総会における対応は、非常にデリケートな問題であると考えられています。株主総会の時点では金融商品取引法上の監査報告書が出ていない場合が多く、公表されていない情報に対してどこまで言及するのかという点が非常に難しいと感じています。ただ、監査役等は監査人とコミュニケーションをとっており、KAMについて、当然、承知しています。ですから、KAMについての質問に対して「お答えできない」と回答をしてしまえば、株主に対して不誠実であると思います。KAMとして取り上げるかを最終的に決定するのは監査人であることから、監査人に株主総会への出席を要請することも考えられます。ただ、株主が特に監査人から説明を聞きたいのであれば、一義的には、監査役等が把握している範囲で回答することも考えられます。この点は、今後、検討を重ねる必要があると考えています。

住田 そうですね。基本的には監査役等がKAMについて、監査人の代弁をするということではなく、監査役等の立場から説明するということがよいのではないかと考えています。伊豫田さん、いかがでしょうか。

伊豫田 そのとおりだと思います。そもそも、KAMとして記載するまでに、監査人と監査役等はしっかりと議論し両者ともに納得をしているわけですから、監査役等が説明するということが一番よいの

ではないでしょうか。

関根 監査人は監査報告書を企業に提出しているわけですから、一義的には受け取った側の企業が株主総会で説明するということになるのだと思います。しかし、株主から、監査人の意見が聞きたいという趣旨の質問がなされた場合は、監査報告書に記載してあるKAMを読み上げるということを期待されているわけではないでしょうから、会社側と守秘義務解除の手順を踏み、経営者と監査役等が事前に協議した上で、監査人が株主総会で説明するといった流れとなると思います。なお、その場合、監査人は株主にわかりやすく説明する必要がありますが、これは簡単なことではなく、わかるように説明する努力が必要であると思います。

監査役等の監査報告書への影響について

住田 KAMは金融商品取引法監査に導入されることとなりましたが、監査役等の監査報告書にどのような影響があるとお考えでしょうか。

岡田 金融商品取引法の監査人の監査報告書にKAMが書かれるわけですが、会社法上の会計監査人の監査報告書に



岡田 譲治氏



KAMが書いていないのであれば、監査役等の監査報告書に何か書くかという、それはできないということになると思います。一方、これまで、金融商品取引法の監査報告書を監査役等が受け取り、その内容が相当であるということを確認しているわけですから、監査人の監査報告書にKAMの記載がある場合、監査役等はKAMの記載の相当性について確認する必要があると考えています。ただ、監査役等の監査報告書について新たなルールが定められたわけでもありませんので、監査役等の監査報告書に何か追加することは、多分、ないのではないかと考えています。少なくともルール上は。

ただし、監査役等が監査報告書に相当であると書くだけでよいのかといった意見があることは承知しており、英国の例に習い、今後、監査人のリスク評価に対する監査役等の考え方を述べるというのも一案かもしれません。各監査役等が個性を持って対応すればよいと思いますが、日本では定着に時間がかかると思います。

住田 英国のコーポレートガバナンス・コードでは、年次報告書において、監査委員会が重要であると考えた財務諸表の重要論点とそれにどのように対応したのかを記載することになっています。したがって、監査人の監査報告書のKAMとは多くの項目が重複しているものの、必ず一致しているとは限りませんが、それぞれの立場からみた財務諸表に関する重要論点を記載するということに意義があると考えられています。我が国の会社法上、監査人の監査報告書も監査役等の監査報告書もミニマムの記載事項が決められているだけで、任意で追加的に記載するのは可能ということですので、検討する価値はありそうですね。

監査役等の金融商品取引法上の位置付けについて

住田 2018年6月28日に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の報告書では、会計監査に関する情報提供の一環として、有価証券報告書において監査役会等の活動状況を記載すべきという方向性が示されています。具体的には、監査役等が監査人の指摘にどのように対応したかなど、監査役会等で議論した内容を記載すべきとされており、先ほど言及されていた英国の監査委員会の報告が参考となっているかと思っています。

岡田 監査役会等の開催頻度や出席頻度といった定量情報の記載は問題ないと思いますが、デリケートな問題が議論される場合もあり、議論の内容の記載については慎重に考える必要があると考えています。例えば、監査役会で取締役会の議事について議論がなされた場合は外部にその情報を公開することはできません。その前に、取締役会での審議事項を取締役会の活動状況として開示すべきです。ただし、英国の監査委員会の報告書のように具体的な内容ではなく、取り上げたテーマのみを記載することは検討できるのではないかと考えています。

KAMのボイラープレート化を防ぐために

住田 改訂監査基準の前文においても留意点として記載されていますが、KAMは個々の企業の監査に固有の情報でない利用者にとって有用性に欠けることとなります。KAMのボイラープレート化を防ぎ、個々の会社の監査に固有の情報をKAMとして記載するために、伊豫田さんはどのような取組みが必要だとお考えになりますか。

住田 清芽氏



伊豫田 会計上の見積りの重要性が増大してきたことや、被監査会社のグローバル化に伴い、固有の情報をKAMとして記載することは監査報告書の利用者にとって重要な意味を持ちます。他方で、こうした記載が、監査人にとって、場合によってはリスクになることはいうまでもありません。監査人が、こうしたリスクを避けて、他の監査人と横並び的な開示しかしない場合には、記載内容が、文字どおり金太郎飴的なものになってしまい、KAMを導入した意味が喪失してしまいます。こうした、いわゆるボイラープレート化を避けることが何より重要なわけで、そのためには、まず、監査を担当する監査人が第一義的にその使命を果たすという意識を強く持ちながら対応することが必要だと思います。また、監査役等も、コーポレート・ガバナンス強化の視点から、監査人との連携をこれまで以上に強化していくことが必要でしょう。さらに、利用者サイドでも、KAMの記載の有り様をみて、監査の品質を判別し、それを自身の意思決定に反映していくことが大事なわけで、こうした連鎖がうまく構築できれば、作成者もKAMの開示に消極的な立場をとることは難しくなっ

てくるはずです。結論的には、監査報告書にかかわる当事者すべてが、KAM 導入の意義をしっかりと理解した上で、それぞれの立場でKAMにかかる実務を発展させていくことが大事だと思います。

住田 KAMは導入がゴールではなく、意義のあるものに育てていく必要がありますね。

伊豫田 KAM導入の目的を達成するためには、監査報告書を取り巻く関係者がそれぞれの立場で、KAMの実務を育てていくということが大事になってきます。これは言葉でいうと簡単なのですが、具体的な行動に移すのはなかなか難しいと思います。

例えば、のれんの問題をKAMとして2、3年続けて記載するとボイラープレート化しているのではないかとといった指摘を受けることもあるかと思いますが、監査人が重要な事項であると判断するのであれば続けてでも記載をしなければならぬわけですし、経年変化もあると思いますので、そういった変化について魂を込めて書きこんでいくことが大事なのだと思います。こういった心がけがボイラープレート化を防ぐことにつながるのではないのでしょうか。

おそらく、KAMを導入した後、費用対効果が論点として挙がってくると思います。KAMを導入して意味があったのかといった意見が出てくると思いますが、どのようにすれば意味のあるものにできるのかという観点で議論をしていただきたいと思います。つまり、意味がないという理由を挙げるのではなく、このようにすればよくなるという建設的な意見を出していただきたいということです。

岡田 日本人は横並びの意識が強いので、ボイラープレート化を防ぐことは簡単ではないと思います。例えば、ある情報を開示するか否かの議論の際に、「開

示しなくて問題ないのではないか」というような意見が出て、「法的に開示しなくても問題ない」といわれると、「では、無理して開示しなくてもよいのではないか」という形となるケースが多くなるのではないかと思います。

KAMは、基本的には企業が開示している情報に基づくことが前提となることから、監査人が企業に対してKAMに記載する事項について開示するように企業側に求め、監査役等もこれを大いに応援していきたいと思っています。しかし、会社側からセンシティブ情報であるから開示ができないといった反論がなされるということも想定され、KAMが最初から意図したように機能しない恐れがあると考えています。ですので、監査部会でも申し上げたとおり、監査報告書の利用者又は学者の先生方にKAMの記載とその後的重要事項の開示との関係を調査していただきたいと考えています。調査結果が出るのはKAMが導入されて数年経った後になると思いますが、例えば、減損などの会計上のインパクトがある事象が発生した際に、そのリスクがどのようにKAMに反映されていたかという点を「Look Back」し、過去に1回もKAMに記載がなかった場合、なぜそのようなことになったのかを分析し経験として蓄積してはどうかと思うのです。PDCAサイクルをしっかりと回すことによってKAMは意義ある情報となっていくのだと思います。PDCAに一番重要なのは、利用者からのフィードバックだと思います。

伊豫田 私も、岡田さんがおっしゃるとおり、KAMの導入後に、すぐに意図していた効果が出てくるということはないと思っています。ただ、様々な仕組みがKAMに合わせて変化していくことによって、意図した効果が発揮されてくると思います。

上場会社は資本市場によるガバナンスを受けているわけですが、我が国の場合、伝統的に株式の持合いが多く、また、資金調達の間接金融に偏っていたので、株主からのガバナンスが効きづらかったわけですね。しかし、資本市場が国際化し、いわゆる物言う株主が増えることで状況は変わってきています。資本市場からのガバナンスが効くようになれば、KAMの記載内容にも変化が出てきて、うまく機能するようになるのではないかと思います。

関根 KAMの記載内容のボイラープレート化については、日本人の習性というものが大きく関係しているのではないかと感じています。調和を重んじる日本の文化圏で育った監査人が、KAMの導入後、すぐに固有情報に富むKAMを作成することは難しいかもしれません。しかし、監査人もまじめですので、監査基準の改訂に関する意見書にボイラープレート化してはならないと記載されていることから、そのための方策を一所懸命に考えると思います。伊豫田さんがおっしゃったように、似ているような内容でも、毎年、少しずつ変化が出てくるということが第一歩であり、経験を蓄積し固有



関根 愛子氏



情報に富むKAMとなるように心がけていかななくてはなりません。

海外では、ボイラープレート化してしまっている国も見受けられるようですが、そういった例をみてホッとするのはなく、財務諸表の利用者のために監査を行うという基本的姿勢を忘れずに、果敢にKAMの記載の進化に取り組んでいく必要がありますし、日本公認会計士協会としてもそういったことをしっかりと支援していきたいと考えています。

KAMの早期適用について

住田 KAMについては、早期適用が可能となっており、併せて、東証1部の上場企業に対してはできるだけ2020年3月期より適用することが期待されています。積極的に早期適用しようという企業が多いのか、他社の状況を見きわめようとい

う企業が多いのか、岡田さんはどのようにお感じでしょうか。

岡田 他社の状況を見きわめようという企業が多いように感じます。ただ、監査計画を立てる段階から、KAMについても準備を始めることとなり、期中に様々な検討や議論を行った上で、KAMとして監査報告書に記載をしていくということになりますので、早めに準備することが重要であると考えています。過去の開示情報を基に、どれがKAMに該当するのか、KAMに該当する事項をどのような表現で監査報告書に書くことが考えられるのかといった検討を早期に進めていくことが重要で、早期適用が可能かどうかは、個社で判断していただくことではないでしょうか。

住田 そういった取組みはすぐにもできますね。改訂監査基準をベースに、

KAMについて、執行側と監査役等、監査人との間で、適宜、議論を開始していただきたいと思います。

KAMの導入趣旨を達成するための必須事項について

住田 最後に、それぞれのお立場から、KAMの導入趣旨を達成するために最も重要な成功要因を1つ挙げていただけますか。

伊豫田 繰り返しになりますが、KAMの記載がボイラープレート化しないようにすることが何より重要です。そのためには、先ほども述べたように、すべての当事者が今回の改訂の意味をよく理解し、それぞれの立場においてKAMの実務の発展に取り組むことが重要です。特に、KAMの決定からその記載に至るプロセスの中で、最も重要な役割を果たすのが

監査人であることはいうまでもありません。監査が経済社会発展のための重要なインフラであるということを改めて認識し、監査人の社会的使命を達成すべく、KAMの実務に取り組んでいただきたいと思っています。

また、日本公認会計士協会はKAMの導入に先行して試行を実施しておられますので、そうした知見を活かして早急にKAMに関する実務指針を作成いただき、監査人の業務をサポートしていただきたいと思っています。そうした会計プロフェッションの取組みが、KAMの導入趣旨を達成するために最も重要な要因になると思います。その意味で、私は、日本公認会計士協会に対して大きな期待を寄せています。

岡田 KAMが導入されたとしても、監査人と監査役等の連携の本質は変わることはないわけですが、これを機に、さらに連携を強化していくことが必要であると思っています。また、今回の監査基準の改訂で、新たに監査役等の責任として、「財

務報告プロセスを監視する」ことが無限定適正意見の監査報告書に記載されることになりました。監査役等の役割・責任は、会社法で定められており、当該記載も会社法で定められている役割・責任を拡大するものではありませんが、監査役等にはKAMの導入を機に、より一層の覚悟が求められることとなります。

KAM導入の成否については、これまでお話をしてきたとおり、実務面での明確化も大切ですが、監査役等や監査人に限らず、執行側、市場関係者といった関係者が開示の充実という制度の趣旨を実現するために、同じ方向性を持って協力することが重要であると考えます。


関根 先ほどもお話したとおり、日本の社会は横並び意識が強く、他と変わったことをいうのを控えるという文化が特色の1つとしてあるかと思っています。そういった文化や気質がよい方向に作用することもあると思いますが、KAMの導入趣旨の達成に当たっては、それを踏み越えて監査人が自分の行った仕事をきちんと説

明していく必要があります。また、執行側、監査役等、利用者を含む資本市場の関係者の皆様ともよく話をしてご理解いただき、その後押しもいただきたいと考えています。そういう土壌をつくるにはどうしたらいいかということも関係者間で共有し、次のステップに向かっていければと思います。

住田 本日は、活発な議論、ありがとうございました。監査基準の公表を受けて、日本公認会計士協会の監査基準委員会では実務指針の策定を急ピッチで進めており、今秋には、ISA701等をベースにした監査基準委員会報告書の公開草案を公表する予定です。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

*** 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材**

教材コード	J 0 3 0 4 3 8
 研修コード	3 0 0 1
履修単位	1 単位